

農業委員の候補者を追加募集します

令和8年7月19日に任期満了となることから、農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を3月2日から募集しましたが、農業委員について候補者が定員に達しなかったため、追加募集を行います。

■ 募集人数 農業委員1人

■ 受付期間 令和8年3月31日～令和8年4月23日

■ 任用期間 令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

■ 報酬 基本給：年額336,000円（役職委員は増額）
能率給：予算の範囲内で町長が定める額

■ 主な業務内容

- (1) 毎月の定例総会に出席し、農地法の規定による農地利用に関する許認可の案件について審議・決定を行ないます。
- (2) 定例総会に提案される案件等の現地調査を行ないます。
- (3) 担い手への農地集積・集約化に関する業務を行ないます。（地域計画に係る話し合いへの参加も含みます。）

■ 応募資格

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行なうことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。
 - ① 高島町に住所を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者
 - ④ 暴力団対策法に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - ⑤ 高島町の職員又は高島町が設置する他の附属機関等の委員
- (2) 自薦他薦は問いません。他薦の場合は3人以上の推薦者が必要です。（団体、組織推薦は、代表者1人のみで可）

■ 応募方法

- (1) 他薦または自薦によります。
- (2) 所定の届出様式（推薦用と応募用の2種類があります。）に必要事項を記入のうえ、直接または郵送で高島町農業委員会事務局へ提出してください。
- (3) 届出様式は、農業委員会事務局（役場2階）でお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

■ 提出先

高畠町農業委員会事務局（役場 2 階） ※4月23日（木）午後5時必着

■ その他

- （1）応募者数が定数を超えた場合は、応募書類をもとに決定します。
- （2）法令の定めにより、受付期間中の中間及び期間終了後に、住所、電話番号等を除く届出書の記載事項を町ホームページで公表しますので、予めご承知おきください。
- （3）詳細は、農業委員会事務局へお問い合わせください。